

公益財団法人にいがた産業創造機構 オンラインによる非接触型海外展開支援事業 実施要領

(目的)

第1条 公益財団法人にいがた産業創造機構（以下「機構」という。）の理事長（以下「理事長」という。）は、新型コロナウィルス感染症の影響により、現地への渡航を伴う営業活動や販促活動が困難となっている中で、渡航せずに行う、越境ECによる営業活動やオンライン商談による販促活動の経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、公益財団法人にいがた産業創造機構助成金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(助成対象事業)

第2条 この助成金の交付の対象となる事業（以下、「助成事業」という。）は、別表3に掲げる日本国外における越境EC参入及びオンライン商談用の動画・画像コンテンツ制作の取組であって、別表1に掲げる助成対象事業者が行う事業とする。

(交付基準)

第3条 この助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表2に掲げる経費のうち、理事長が必要かつ適当と認めるものとする。
2 この助成金の交付額は、前項に定める助成対象経費の額の範囲内で理事長が定める額とする。

(交付の条件)

第4条 この助成金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 助成事業の内容を変更（第8条に定める軽微な変更を除く。）する場合には、理事長の承認を受けること。
- (2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合には、理事長の承認を受けること。
- (3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。
- (4) 助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を助成事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならないこと。
- (5) 事業実績（商談状況を除く）及び助成金交付額について、当機構のホームページ上で公表することに同意すること。
- (6) 事業終了後3年間、助成事業成果の報告及び助成事業に関する調査に協力すること。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする場合は、別記第1号様式による交付申請書1部を、理事長が別に定める期日までに理事長に提出しなければならない。ただし、交付決定額の変更を申請しようとする場合は、別記第2号様式によるものとする。

2 前項の申請を行う場合には、当該助成金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。

(交付決定)

第6条 理事長は前条第1項の規定による申請を受けたときは、別に定める事項についての適合性を総合的に審査し、助成金の交付を決定する。この場合において、理事長は、必要に応じ、有識者等の意見を求めるものとする。

2 理事長は、助成事業の目的を達成するために必要があるときは、助成事業の内容について修正を求め、又は条件を加えることができる。

3 交付決定の内容及びそれに付した条件については申請者に通知するものとし、また、交付しないこととしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第7条 第4条第1号の規定により理事長の承認を受けようとする場合には、別記第2号様式による変更承認申請書を理事長に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第8条 第4条第1号に規定する軽微な変更は、経費節減による実績減とする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第9条 第4条第2号の規定により理事長の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第3号様式による申請書を理事長に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第10条 第4条第3号の規定により理事長の指示を求める場合には、速やかに別記第4号様式による事業遅延等報告書を理事長に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 助成事業者は助成金の交付決定の通知を受領した場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、助成金の交付決定を受けた日から20日を経過した日までに取下げをすることができる。

(状況報告)

第12条 助成事業者は、別記第5号様式による遂行状況報告書を理事長の指定する期日までに提出するものとする。

(実績報告)

第13条 助成事業者は、別記第6号様式の実績報告書を、助成事業が完了した日（第9条の規定により助成事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認の日）から起算して10日を経過した日又は助成金の交付決定を受けた年度の2月末日のいずれか早い期日までに理事長に提出しなければならない。

(検査の実施)

第14条 理事長は、助成事業者に対し、必要に応じて中間検査及び確定検査を実施することができる。

(助成金額の確定)

第15条 理事長は、第13条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて検査を行い、実施結果が交付決定の内容及び条件に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し事業者に通知する。

(事業計画の指定の取り消し)

第16条 理事長は、助成対象の事業として継続することが不適当と認める場合は、交付決定を取り消すことができる。

(助成金の支払い)

第17条 助成金の支払いを受けようとする場合には、助成金の額の確定後、別記第7号様式による請求書を理事長に提出しなければならない。

附則

この要領は、令和2年11月25日から施行する。

別表1 助成対象事業者

①中小企業者^{*1}

※国・県・市町村又はそれらが設立の主体となっている公益法人等が補助するもの及び機構が出展等のとりまとめを行うものは、この助成金の対象としない。

* 1 「中小企業者」とは、県内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。

別表2 助成対象経費

経費区分	経費の内容
委託費	越境ECサイトに係る委託費 ①新規参入に関するコンサルタント費用 ②ECモール初期出展費用 ③越境ECサイト制作費用 ④翻訳費 ⑤コンテンツ制作費 ⑥初期プロモーション費用 ⑦動画・画像コンテンツ制作費用

別表3 助成対象事業

助成対象事業区分	事業期間	助成率	助成上限額
越境EC参入事業	交付決定年度の2月末まで	1／2以内	200万円
動画・画像コンテンツ制作事業			